



原 伊都子が櫻島埠頭<9353>株式の大量保有報告書を提出



東証2部の櫻島埠頭<9353>について、原伊都子が5月15日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「該当事項はありません。」によるもの。

報告書によると、原伊都子の櫻島埠頭株式保有比率は、7.11%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2019年7月30日。